大阪府都市整備部

土木工事共通仕様書　新旧対照表

旧【H30年8月版】								新【H31年4月版】								改訂理由等
編	章	節	条	項	項以下	編章節条（項目見出し）	条文	編	章	節	条	項	項以下	編章節条（項目見出し）	条文	
3	1	1	9	6		6.地質調査の電子成果品	受注者は、設計図書において地質調査の実施が明示された場合、「大阪府都市整備部電子成納品要領（案）【業務委託編】」に基づいて電子成果品を作成しなければならない。	3	1	1	9	6		6.地質調査の電子成果品	受注者は、設計図書において地質調査の実施が明示された場合、「大阪府都市整備部電子成納品要領（案）【業務委託編】」に基づいて電子成果品を作成しなければならない。なお、受注者は、地質データ、試験結果等については、地質・土質調査業務共通仕様書（案）の第118条 成果物の提出に基づいて地盤情報データベースに登録しなければならない。	地盤情報の収集と利活用に関する協定の締結による